

平成28年6月2日

株 主 各 位

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
(本社事務所 茨城県水戸市桜川一丁目1番1号)

株式会社 ケーズホールディングス

代表取締役社長 遠 藤 裕 之

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 茨城県水戸市宮町一丁目6番1号
ホテルレイクビュー水戸 2階 「飛天の間」
(裏表紙記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第36期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件
- 第4号議案 当社の取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件
- 第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの行使条件一部変更の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に関しましては、69頁から70頁に記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後7時まで受け付けます。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効とさせていただきます。インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ksdenki.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会終了後、同会場にて株主懇談会を開催いたします。当日ご都合がつかます場合には、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融・財政政策を背景に企業収益や雇用情勢の改善など緩やかな回復基調が続いている一方で、米国の金融政策の変化、海外情勢の不安、原油安や新興国の景気下振れ等、日本の景気に影響を及ぼす要素が残る状況で推移いたしました。

当家電販売業界におきましては、一部の大都市においてはインバウンド消費効果などがあったものの、家電商品に対する国内の消費者マインドには足踏みがみられることに加え、暖冬などの影響もあり、全体として低調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社は正しいことを確実に実行していく「がんばらない（＝無理をしない）」経営を標榜し、お客様に伝わる「本当の親切」を実行すべく「現金値引」、購入後の修理対応も安心の「長期無料保証」や更にお客様をサポートする「あんしんパスポート」のスマートフォン用公式アプリ配信の開始などお客様の立場に立ったサービスを提供し、引き続き家電専門店としてお客様の利便性を重視した地域密着の店舗展開、営業活動を行ってまいりました。また、企業として社会的責任を誠実に果たすため、お取引先各社との良好な関係を築き、企業価値の向上とコンプライアンスに努めてまいりました。

経営成績につきましては、受注売上は前期を超えたものの、消費税増税前の駆け込み需要により前期に持ち越された受注残高の影響がなくなったことなど消費税増税による影響が一巡したことや平成26年6月末に関係会社2社を連結対象から除外した影響により、全体として売上高は前期をわずかに上回る結果となりました。

品種別では、平成26年4月のウィンドウズX Pサポート終了に伴う買い換え需要の反動減や平成27年7月からのウィンドウズ10の無償提供もありパソコンを買い換える機会の減少によりパソコン・情報機器が前期を大きく下回りました。また、暖冬の影響で石油・電気暖房関連商品の販売が低迷いたしました。一方で、4Kを中心にテレビは堅調に推移し、安心・安

全・健康志向により調理家電や理美容・健康器具等の家庭電化商品も堅調に推移いたしました。また、暖冬の影響はあったものの猛暑もありエアコンにつきましても堅調に推移いたしました。

利益面は、テレビの大画面・高画質商品への買い換えや節電・省エネ・安心・安全・健康をキーワードに冷蔵庫や洗濯機をはじめとする家庭電化商品やエアコン等の高付加価値商品が販売され、売上総利益率の改善が進んだこともあり、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回る結果となりました。

なお、商品の品種別売上高は、表１のとおりであります。

出店退店状況につきましては、表２のとおり直営店31店を出店し、直営店12店を閉鎖して店舗網の強化・経営の効率化を図ってまいりました。また、当社ＦＣ会社の株式会社池田を平成27年７月31日付で株式交換により当社の完全子会社とした後、平成27年８月１日付で当社子会社の株式会社デンコードーに吸収合併したことにより、ＦＣ店７店が直営店に移管されました。

これらにより、当連結会計年度末の店舗数は467店（直営店463店、ＦＣ店４店）となりました（その他に携帯電話専門店があります）。

以上の結果、売上高は6,441億81百万円(前期比101.1%)、営業利益は217億44百万円(前期比117.3%)、経常利益は286億14百万円(前期比110.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益は163億５百万円(前期比108.5%)となりました。

【表１．品種別売上高】

品 種 別		売 上 高	構 成 比	前 期 比
		百万円	%	%
音 響 商 品		19,339	3.0	98.9
映 像 商 品	テ レ ビ	48,031	7.5	109.2
	ブルーレイ・DVD	16,304	2.5	98.1
	そ の 他	10,850	1.7	96.2
	小 計	75,185	11.7	104.6
情 報 機 器	パソコン・情報機器	42,778	6.6	78.1
	パソコン周辺機器	41,663	6.5	95.2
	携 帯 電 話	57,768	9.0	104.6
	そ の 他	35,902	5.6	101.2
	小 計	178,113	27.7	94.1
家 庭 電 化 商 品	冷 蔵 庫	57,765	9.0	102.7
	洗 濯 機	45,161	7.0	108.6
	ク リ ー ナ ー	25,113	3.9	107.1
	調 理 家 電	46,545	7.2	109.2
	理 美 容 ・ 健 康 器 具	29,288	4.5	107.3
	そ の 他	28,309	4.4	101.8
	小 計	232,182	36.0	106.0
季 節 商 品	エ ア コ ン	72,341	11.2	106.7
	そ の 他	25,927	4.0	101.1
	小 計	98,269	15.2	105.2
そ の 他		41,091	6.4	93.3
合 計		644,181	100.0	101.1

【表 2. 出店状況】

法人名（出店数）		店 名（出店月）
(株)ケーズホールディングス （8店舗）		茨 城 県：波崎店（4月） 栃 木 県：佐野店（10月） 埼 玉 県：羽生店（10月）、越谷レイクタウン店 （3月） 千 葉 県：千葉古市場店（7月） 東 京 都：東久留米店（4月） 山 梨 県：甲府店（10月）、山梨店（12月）
子 会 社	(株)ギガス （4店舗）	愛 知 県：津島店（6月）、名古屋南店（12月） 三 重 県：桑名店（7月）、尾鷲店（8月）
	(株)関西ケーズデンキ （5店舗）	福 井 県：小浜店（6月） 滋 賀 県：守山店（3月） 兵 庫 県：西神戸店（3月） 奈 良 県：大和郡山店（10月） 和歌山県：橋本店（2月）
	(株)ビッグ・エス （5店舗）	香 川 県：土庄店（6月）、イオンタウン宇多津 店（10月）、丸亀店（3月） 愛 媛 県：四国中央店（11月）、松山問屋町店 （3月）
	(株)北越ケーズ （3店舗）	新 潟 県：長岡西店（11月）、佐渡店（2月） 石 川 県：フェアモール松任店（7月）
	(株)九州ケーズデンキ （4店舗）	佐 賀 県：鳥栖店（7月） 熊 本 県：天草店（10月） 鹿児島県：南さつま店（9月）、伊佐店（12月）
	(株)デンコードー （2店舗）	青 森 県：三沢店（12月） 福 島 県：白河店（11月）

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資額は275億46百万円で、その主なものは店舗の新設、各店舗の改装によるものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは新規店舗の設備投資および運転資金等に充当するため、14億円を銀行借入により調達いたしました。

④ 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、政府の金融政策等により国内景気は緩やかに持ち直す動きが期待される一方、日本銀行のマイナス金利政策や海外情勢の不安などが日本経済に下振れ影響を及ぼす懸念や消費者マインドの状況など、先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。

このような状況の中で家電販売業界におきましては、テレビなどの映像商品はアナログ放送終了による需要前倒しの影響が底打ちし、今後は安定的に回復していくとみられるほか、節電をキーワードとした省エネ性能の高い商品や、安心・安全・健康をキーワードとした高付加価値の商品などお客様の家電商品に対する関心は高く、引き続き買い換えなどの需要が期待できるものと思われます。

このような環境のもと、当社グループはお客様に伝わる「本当の親切」の実行を徹底し、家電販売専門店として従来にも増してお客様に支持される店づくりを行うとともに、健全且つ安定した財務体質を維持しながら積極的な店舗展開を推進し、顧客満足度（CS）と株主価値の向上に努めてまいります。

なお、次期の出店につきましては、直営店34店を計画して業容の拡大を図ってまいります。

これらにより平成29年3月期の業績につきましては、売上高6,890億円（前期比107.0%）、営業利益248億円（前期比114.0%）、経常利益300億円（前期比104.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益175億円（前期比107.3%）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(3) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、株式会社池田と平成27年7月31日に簡易株式交換を行い、同年8月1日に当社子会社である株式会社デンコードーが、株式会社池田を吸収合併いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年8月7日に持分法適用関連会社である株式会社ワンダーコーポレーションの株式全てを譲渡し、資本・業務提携の解消をいたしました。

子会社である一般社団法人まごころ修理サービスは、平成27年12月30日に清算を結了いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売 上 高 (百万円)	637,497	701,198	637,194	644,181
経 常 利 益 (百万円)	23,396	31,494	25,849	28,614
親会社株主に 帰属する当期 (百万円)	13,265	17,493	15,030	16,305
純 利 益				
1株当たり当期純利益(円)	249.60	331.47	291.41	324.64
総 資 産 (百万円)	355,887	374,393	391,560	385,713
純 資 産 (百万円)	154,415	166,965	171,176	185,951

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ギガス	2,124百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)関西ケーズデンキ	1,259百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)ビッグ・エス	253百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)北越ケーズ	334百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)九州ケーズデンキ	80百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)デンコードー	2,866百万円	100.0%	家庭用電気製品小売業
(株)ケーズモバイルシステム	30百万円	100.0%	家庭用電気製品 (携帯電話) 小売業
(株)デジックスケーズ	10百万円	100.0%	不動産の賃貸
(株)マックスブロードバンド	10百万円	100.0%	プロバイダー取次業

- (注) 1. 連結子会社は9社であります。なお、当連結会計年度の業績につきましては、3頁の「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 前連結会計年度まで連結子会社でありました一般社団法人まごころ修理サービスは、清算終了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
3. (株)マックスブロードバンドは、平成28年4月1日付で(株)ケーズモバイルシステムに吸収合併されております。なお、(株)ケーズモバイルシステムは同日付で(株)ケーズソリューションシステムズに商号変更しております。
4. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

- ① 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売並びに附帯工事および修理
- ② 時計、カメラ、計量機器、光学機器、医療機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器の販売および修理
- ③ 健康器具、日用雑貨品等の販売

(9) 主要な事業所等（平成28年3月31日現在）

- ① 本店 茨城県水戸市柳町一丁目
本社 茨城県水戸市桜川一丁目
- ② 店舗

	会社名	店舗数	店舗所在地（店舗数）
当社	(株)ケーズホールディングス	129店舗	茨城県(36)、栃木県(12)、群馬県(10)、埼玉県(16)、千葉県(35)、東京都(11)、神奈川県(7)、山梨県(2)
子会社	(株)ギガス	66店舗	岐阜県(12)、静岡県(11)、愛知県(29)、三重県(14)
	(株)関西ケーズデンキ	63店舗	福井県(3)、滋賀県(11)、京都府(6)、大阪府(10)、兵庫県(15)、奈良県(10)、和歌山県(8)
	(株)ビッグ・エス	32店舗	岡山県(4)、徳島県(6)、香川県(11)、愛媛県(7)、高知県(4)
	(株)北越ケーズ	39店舗	新潟県(22)、富山県(4)、石川県(8)、長野県(5)
	(株)九州ケーズデンキ	33店舗	福岡県(4)、佐賀県(1)、熊本県(10)、大分県(7)、宮崎県(2)、鹿児島県(9)
	(株)デンコードー	101店舗	北海道(28)、青森県(10)、岩手県(13)、宮城県(13)、秋田県(11)、山形県(10)、福島県(16)
フランチャイズ契約加盟店		3法人 (4店舗)	山梨県(1)、静岡県(1)、愛知県(1)、鳥取県(1)

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
6,568名	142名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2. 上記の他にパートタイマー等の臨時社員を 7,171名（期中平均）雇用しております。
3. 従業員数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(11) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,270百万円
株式会社みずほ銀行	7,744
株式会社三井住友銀行	5,741
株式会社常陽銀行	3,650
株式会社七十七銀行	3,500

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 61,026,739株（自己株式10,505,207株を含む。）
- (3) 株主数 7,567名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4,330千株	8.5%
ケーズデンキ従業員持株会	2,568	5.0
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,296	4.5
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICE D STOCK FUND	1,841	3.6
佐藤商事株式会社	1,620	3.2
加藤 修 一	1,579	3.1
加藤 幸 男	1,500	2.9
加藤 新 次 郎	1,214	2.4
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELI TY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,200	2.3
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTR EATY ACCOUNT	675	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式10,505,207株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成28年3月31日現在)

発行決議日 および名称	新株予 約権の 数	新株予約権の目的と なる株式の種類と数	新株予 約権の 払込金 額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の 保有状 況	行使の 条件に ついて
平成25年6月27日 第14回新株予約権	630個	普通株式 63,000株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 3,430円	平成27年7月1日から 平成28年6月30日まで	取締役 12名 346個 社外 取締役 1名 15個	(注)2 3、4 5、8
平成26年6月26日 第15回新株予約権	615個	普通株式 61,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 3,146円	平成28年7月1日から 平成29年6月30日まで	取締役 18名 615個	(注)2 3、4 5、8
平成26年6月26日 第1回株式報酬型 新株予約権	475個	普通株式 47,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 1円	平成26年7月15日から 平成56年7月14日まで	取締役 18名 475個	(注)6 7、8
平成27年6月25日 第16回新株予約権	625個	普通株式 62,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 4,718円	平成29年7月1日から 平成30年6月30日まで	取締役 18名 625個	(注)2 3、4 5、8
平成27年6月25日 第2回株式報酬型 新株予約権	108個	普通株式 10,800株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 1円	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで	取締役 19名 108個	(注)6 7、8

- (注) 1. 新株予約権と引替えに払込は要しない。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他これに準ずる正当な理由があり当社が認めた場合（自己都合・死亡の場合を除く。）はこの限りでない。
3. 新株予約権者は、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続は認めない。
5. 新株予約権者は一度の手続きにおいて割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、各新株予約権の一部の行使はできないものとする。
6. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
7. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、権利行使することができる。
8. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

発行決議 日および 名称	新株予約権の数	新株予約権の目的と なる株式の種類と数	新株 予約 権の 払込 金額	新株予約 権の行使 に際して 出資され る財産の 価額	権利行使期間	交付者数	行使 の条 件に ついて
平成27年 6月25日 第16回新 株予約権	当社使用人 3,378個 子会社の取締役 および使用人 5,991個	当社使用人 普通株式 337,800株 子会社の取締役および使用人 普通株式 599,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 4,718円	平成29年7月1日から 平成30年6月30日まで	当社使用人 1,257名 子会社の取 締役および 使用人 2,277名	(注)2 3、4 5、8
平成27年 6月25日 第2回株式 報酬型新 株予約権	子会社の取締役 63個	子会社の取締役 普通株式 6,300株 (新株予約権1個につき100株)	(注)1	1株当たり 1円	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで	子会社の取 締役 22名	(注)6 7、8

- (注) 1. 新株予約権と引替えに払込は要しない。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他これに準ずる正当な理由があり当社が認めた場合（自己都合・死亡の場合を除く。）はこの限りでない。
3. 新株予約権者は、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続は認めない。
5. 新株予約権者は一度の手続きにおいて割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、各新株予約権の一部の行使はできないものとする。
6. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
7. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、権利行使することができる。
8. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年12月4日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の状況

- ・新株予約権の数
3,000個
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 8,174,386株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり 3,670円
- ・新株予約権の行使の期間
平成27年1月5日から平成31年12月6日まで
(行使請求受付場所現地時間)

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	加 藤 修 一	
取締役副会長	佐 藤 健 司	(株)ギガス代表取締役社長
代表取締役社長	遠 藤 裕 之	(株)デジックスケーズ代表取締役社長
代表取締役副社長	山 田 康 史	商品本部管掌 (株)ケーズモバイルシステム代表取締役会長 (株)マックスブロードバンド代表取締役会長
専 務 取 締 役	平 本 忠	企画・開発本部長
専 務 取 締 役	岡 野 勇 次	管理本部長
常 務 取 締 役	井 上 恵 右	(株)デンコードー代表取締役社長
取 締 役	坂 下 陽 一	(株)九州ケーズデンキ代表取締役社長
取 締 役	大 坂 尚 登	(株)ビッグ・エス代表取締役社長
取 締 役	長 尾 則 広	経営企画室長
取 締 役	遠 藤 義 行	商品本部長兼家電・季節商品部長 (株)マックスブロードバンド代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 一 義	営業本部長兼営業企画部長
取 締 役	野 村 弘	(株)北越ケーズ代表取締役社長
取 締 役	高 塚 貴 史	商品本部情報・通信商品部長 (株)ケーズモバイルシステム代表取締役社長
取 締 役	水 野 恵 一	企画・開発本部開発部長
取 締 役	鈴 木 大	管理本部経理部長
取 締 役	杉 本 正 彦	(株)関西ケーズデンキ代表取締役社長
取 締 役	澤 田 貴 司	(株)リヴァンプ代表取締役社長 (株)野村総合研究所社外取締役 セコム(株)社外取締役 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)社外取締役
取 締 役	清 水 潔	水戸本店長
取 締 役	岸 野 一 夫	(株)未来塾代表取締役塾長
常 勤 監 査 役	橋 本 順 四郎	
常 勤 監 査 役	石 川 二 朗	
監 査 役	田 山 美 明	
監 査 役	齋 藤 豊 房	(株)デンコードー常勤監査役

- (注) 1. 取締役澤田貴司、岸野一夫の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役澤田貴司氏は平成28年4月1日付で㈱リヴァンプの代表取締役会長に就任し、同5月1日付で非常勤取締役会長に就任いたしました。
2. 監査役石川二朗、田山美明および齋藤豊房の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役澤田貴司、岸野一夫の両氏と監査役田山美明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. ㈱マックスブロードバンドは、平成28年4月1日付で㈱ケーズモバイルシステムに吸収合併されております。なお、同日付で、㈱ケーズモバイルシステムは㈱ケーズソリューションシステムズに商号変更しております。
5. 平成28年4月1日付で、取締役鈴木一義氏は、取締役営業本部長兼営業企画部長から取締役営業本部長に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
川 澄 真 一	平成27年6月25日	任期満了	取締役営業本部付顧問

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	21名	454百万円（うち社外取締役 2名 8百万円）
監 査 役	3名	15百万円（うち社外監査役 2名 8百万円）
合 計	24名	470百万円（うち社外役員 4名 17百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当期末の取締役の員数は20名、監査役の員数は4名であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、平成27年6月25日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。また、監査役の支給人員には、無報酬の監査役1名を除いております。

3. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第30回定時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただいております。また、平成26年6月26日開催の第34回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第20回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
 - ・ スtock・オプションによる報酬額35百万円（取締役18名に対し35百万円）
 - ・ 株式報酬型ストック・オプションによる報酬額58百万円（取締役18名に対し58百万円）
6. 上記のほか、平成26年6月26日開催の第34回定時株主総会における、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対して1百万円を支給しております。
なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額（1百万円）が含まれております。

② 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は9百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

取締役澤田貴司氏は、株式会社リヴァンプの代表取締役社長および株式会社野村総合研究所、セコム株式会社、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役岸野一夫氏は、株式会社未来塾の代表取締役塾長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役齋藤豊房氏は、当社の完全子会社である株式会社デンコードーの常勤監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 澤田貴司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、他社での豊富な経営経験と知見から適宜質問し、意見を述べております。
取締役 岸野一夫	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
監査役 石川二郎	当事業年度開催の取締役会全18回の全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換および協議を行っております。
監査役 田山美明	当事業年度開催の取締役会全18回のうち17回に出席し、永年、家電流通業界の実務に従事し培われました専門的な見地より適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換および協議を行っております。
監査役 齋藤豊房	当事業年度開催の取締役会全18回の全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換および協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役澤田貴司、岸野一夫の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、財務調査業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループ取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは内部統制システムの整備として、コンプライアンス綱領を作成し、またコンプライアンスの基本的遵守事項を掲載した社員手帳を配布し、当社グループ各役員および従業員に意識付けを行っております。また、当社グループ役員および従業員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する組織として、取締役会直轄のグループコンプライアンス委員会を設置し、各社および各部署に対し適宜アナウンスを行っております。

また一方、各社「監査室」において内部監査を徹底し、各部各店舗の業務執行に対するチェック機能の役割を務めております。さらに顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人、コンサルタント等の意見、提案を考慮しながら、当社グループの目指すコンプライアンスの体制を構築して内部体制を確立し、公正性と透明性を高めることとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、各担当部門が文書等の保存を行っております。

また、情報の管理については情報システムセキュリティポリシー、個人情報取扱規程、特定個人情報取扱基本方針および特定個人情報取扱規程に基づき対応しております。

3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは季節商品に対する気候条件、新規店舗開発に関する投資額、同様の商品を取り扱う企業との競合環境の変化のほか、経済動向、自然災害・事故、個人情報および機密情報の漏洩等があげられます。

リスク情報については、当社グループ各役員および従業員が業務執行する際に当社グループ内外に存在するリスクの把握をし、各会議等へ報告を行い、そのリスクの影響度合いを検討勘案しながら対処しており、開示すべき事象が発生した場合には、取締役会にて速やかに開示の検討を行うこととしております。

4. 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会は業務執行を担当する取締役に、職務分掌に基づき業務の執行を行わせ、取締役は委任された事項について諸規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行っております。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとしております。

取締役会の実効性を向上させるため、会長、副会長、社長、副社長並びに営業本部、商品本部、企画・開発本部、管理本部、経営企画室の各取締役および各子会社の社長が出席する会議を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る報告を行っております。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にしております。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社に先に述べたコンプライアンス綱領を配布するとともに、当社の取締役数名が各社の取締役を兼任することにより、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。併せて当社グループ全社による会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定および伝達を行う場としております。

また、各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、グループコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進しております。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人の配置はありませんが、必要に応じて、監査室が適宜対応することとしております。今後監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととした場合、その人事およびその他の取扱いについては、取締役と監査役が事前に協議の上決定することとしております。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
監査役が、その職務の執行において要すると判断したときは、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタント等の専門家に意見を求めることができるものとし、その費用および債務は会社が負担することとしております。
8. 当社グループ取締役、監査役および使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループ取締役、監査役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役会の定めるところにより、直ちに監査役会に報告することとしております。また、報告事項が虚偽であった場合を除き、報告者が当該報告を行ったことを理由として不利益な処遇を行ってはならないこととしております。
各監査役は監査の方針、業務の分担等に従い取締役会その他重要な会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ取締役または従業員にその説明を求めることとしております。
9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記の体制に関する基本方針に基づき当事業年度におきまして18回の取締役会を開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行の状況を確認し、また、当社およびグループ各社の各業務執行の責任者が出席する会議を毎月開催し、グループ各社における業務執行の状況に関しても監督をしております。
また、グループコンプライアンス委員会を本事業年度におきまして4回開催し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスに関する状況およびリスク情報の把握に努めました。
今後につきましても、より強固な内部統制を構築し、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	158,794	流 動 負 債	122,647
現 金 及 び 預 金	8,105	買 掛 金	47,276
受取手形及び売掛金	19,391	短 期 借 入 金	42,722
商 品	122,562	リ ー ス 債 務	2,331
貯 蔵 品	101	未 払 法 人 税 等	6,302
繰 延 税 金 資 産	2,312	前 受 金	5,304
そ の 他	6,322	賞 与 引 当 金	3,509
固 定 資 産	226,918	そ の 他	15,200
有 形 固 定 資 産	150,715	固 定 負 債	77,113
建 物 及 び 構 築 物	103,905	転換社債型新株予約権付社債	30,111
土 地	21,168	長 期 借 入 金	7,043
リ ー ス 資 産	18,742	リ ー ス 債 務	21,885
建 設 仮 勘 定	2,210	商 品 保 証 引 当 金	7,796
そ の 他	4,688	資 産 除 去 債 務	2,802
無 形 固 定 資 産	3,185	長 期 預 り 金	4,156
の れ ん	131	そ の 他	3,317
リ ー ス 資 産	1,573	負 債 合 計	199,761
そ の 他	1,480	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	73,017	株 主 資 本	184,051
投 資 有 価 証 券	1,928	資 本 金	12,987
長 期 貸 付 金	22,972	資 本 剰 余 金	47,219
敷 金 及 び 保 証 金	29,675	利 益 剰 余 金	150,805
繰 延 税 金 資 産	10,754	自 己 株 式	△26,960
そ の 他	7,799	その他の包括利益累計額	519
貸 倒 引 当 金	△112	その他有価証券評価差額金	519
資 産 合 計	385,713	新 株 予 約 権	1,380
		純 資 産 合 計	185,951
		負 債 純 資 産 合 計	385,713

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			644,181
売上原価			474,913
売上総利益			169,267
販売費及び一般管理費			147,522
営業利益			21,744
営業外収益			8,717
受取利息		574	
仕入割引		4,860	
受取割家賃		1,131	
有価証券売却益		1,327	
その他		824	
営業外費用			
支払利息		705	
閉鎖店舗間連費		818	
開店前店舗賃料		106	
持分法による投資損失		129	
その他		88	1,847
経常利益			28,614
特別利益			595
固定資産売却益		450	
段階取得に係る差益		69	
新株予約権戻入益		32	
貸借契約解除益		30	
収用補償金		13	
特別損失			
減損損失		1,530	
関係会社株式売却損		1,098	
固定資産除却損		159	
賃貸借契約解約損		115	
固定資産売却損		47	
有価証券評価損		43	2,995
税金等調整前当期純利益			26,214
法人税、住民税及び事業税			10,096
法人税等調整額			△191
当期純利益			16,310
非支配株主に帰属する当期純利益			4
親会社株主に帰属する当期純利益			16,305

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	12,987	46,440	138,247	△29,145	168,529
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△3,746	—	△3,746
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	16,305	—	16,305
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△5	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	772	—	2,379	3,151
株式交換による増加	—	—	—	△188	△188
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	5	—	—	5
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	—	778	12,558	2,185	15,522
当連結会計年度末残高	12,987	47,219	150,805	△26,960	184,051

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,347	1,347	1,131	168	171,176
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△3,746
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	16,305
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	3,151
株式交換による増加	—	—	—	—	△188
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	5
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△827	△827	248	△168	△747
当連結会計年度変動額合計	△827	△827	248	△168	14,775
当連結会計年度末残高	519	519	1,380	—	185,951

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

(株)ギガス、(株)関西ケーブズデンキ、(株)ビッグ・エス、(株)北越ケーブズ、(株)九州ケーブズデンキ、(株)デンコードー、(株)ケーブズモバイルシステム、(株)デジックスケーズ、(株)マックスブロードバンド

前連結会計年度まで連結子会社でありました一般社団法人まごころ修理サービスは、清算終了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、(株)マックスブロードバンドは、平成28年4月1日付で(株)ケーブズモバイルシステムに吸収合併されております。なお、(株)ケーブズモバイルシステムは同日付で(株)ケーブズソリューションシステムズに商号変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当はありません。

前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました(株)池田は、株式交換により当社の完全子会社となった後、当社の連結子会社である(株)デンコードーに吸収合併されたことに伴い、また同じく前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました(株)ワンダーコーポレーションは、当社が所有する全株式を譲渡したことに伴い、それぞれ当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社) (株)鈴鹿ハンター

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 建物（建物附属設備は除く）

a. 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

c. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該借地契約期間を耐用年数とし残存価額を零としております。

ロ. 建物以外

a. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

効果の及ぶ期間を基に均等償却（法人税法による）しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 商品保証引当金

販売商品の保証に対し予想される無償の修理費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の保証見込を加味して見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわた

って適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が5百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は5百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた993百万円は、「有価証券売却益」287百万円、「その他」706百万円であります。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は664百万円減少し、法人税等調整額が678百万円、その他有価証券評価差額金が14百万円、それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 116,207百万円
2. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 35百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
 その他投資その他の資産 110百万円
 上記資産に質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。
4. 保証債務
 該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末の 株式数（千株）
普通株式	61,026	—	—	61,026

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末の 株式数（千株）
普通株式	11,341	34	871	10,505

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加34千株は、連結子会社が(株)池田との株式交換によって取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分33千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少871千株は、新株予約権の行使による減少640千株、連結子会社が保有する親会社株式の売却による153千株及び(株)池田との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少78千株であります。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
平成25年6月27日 取締役会決議分	普通株式	742,200株	7,422個
平成26年6月26日 取締役会決議分	普通株式	61,400株	614個
平成26年12月4日 取締役会決議分	普通株式	8,174,386株	3,000個
平成27年6月25日 取締役会決議分	普通株式	17,100株	171個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,743百万円	35円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	2,013百万円	40円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,020百万円	利益剰余金	40円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に仕入計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入や転換社債型新株予約権付社債発行）を調達しております。一時的な余資は原則として安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関して信販会社より発生するものが主であります。信販会社は、信用調査の結果承認した当社グループの顧客に対する販売代金を顧客に代わって当社グループに支払い、その立替代金を信販会社の責任において回収するため、信販会社の信用リスクに晒されていますが、当社グループでの代金未回収リスクは原則として発生いたしません。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に同業者や業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

また、一部の不動産関係取引先等に対し建設協力金としての貸付もしくは敷金及び保証金の差し入れを行っており、取引先企業等の信用リスクに晒されておりますが、回収状況等の継続的なモニタリングを実施しております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日です。また借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

転換社債型新株予約権付社債は投資資金等の調達を目的として発行したものであり、償還日は平成31年12月20日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	8,105	8,105	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,391	19,391	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,819	1,819	—
(4) 長期貸付金	25,054	26,829	1,775
(5) 敷金及び保証金	19,741	20,410	669
(6) 買掛金	(47,276)	(47,276)	—
(7) 短期借入金	(35,300)	(35,300)	—
(8) 未払法人税等	(6,302)	(6,302)	—
(9) 転換社債型新株予約権付社債	(30,111)	(34,890)	4,778
(10) 長期借入金	(14,465)	(15,014)	548
(11) リース債務	(24,216)	(27,108)	2,891

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金並びに(5)敷金及び保証金

信用リスクを加味した合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しております。なお、1年内回収予定の長期貸付金並びに敷金及び保証金は、長期貸付金並びに敷金及び保証金に含めて時価を表示しております。

(6) 買掛金、(7)短期借入金、並びに(8)未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 転換社債型新株予約権付社債

取引先金融機関から提示された価格を時価としております。

(10) 長期借入金並びに(11) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によります。なお、1年内返済予定の長期借入金並びにリース債務は、長期借入金並びにリース債務に含めて時価を表示しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式等	108
敷金及び保証金	6,601

これらについては、市場価格がなく、かつ合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、前頁の表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,653円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 324円64銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、株式の分割を実施することを決議しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資金額の引下げと株式の流動性を高めることにより、投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 61,026,739株
株式分割により増加する株式数	: 61,026,739株
株式分割後の発行済株式総数	: 122,053,478株
株式分割後の発行可能株式総数	: 260,000,000株

(3) 日程

株式分割基準日 : 平成28年5月31日

効力発生日 : 平成28年6月1日

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、発行したストック・オプションの行使価格を平成28年6月1日以降、次のとおり調整します。

名称	株主総会特別決議日 又は取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第14回ストック・オプション	平成25年6月27日	3,430円	1,715円
第15回ストック・オプション	平成26年6月26日	3,146円	1,573円
第1回株式報酬型新株予約権	平成26年6月26日	1円	1円
第16回ストック・オプション	平成27年6月25日	4,718円	2,359円
第2回株式報酬型新株予約権	平成27年6月25日	1円	1円

(5) 2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、発行した2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額を平成28年6月1日以降、次のとおり調整します。

銘柄名	調整前 転換価額	調整後 転換価額
株式会社ケーズホールディングス 2019年満期ユーロ円貨建転換社債型 新株予約権付社債	3,670円	1,835円

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,709円54銭	1,826円66銭
1株当たり当期純利益	145円70銭	162円32銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	137円42銭	138円02銭

(7) その他

当該株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月16日

株式会社ケーズホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 守 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 宮 厚 彦 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 島 徹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーズホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社ケーズホールディングス監査役会

常勤監査役 橋 本 順四郎 ㊟

常勤監査役 石 川 二 朗 ㊟

監 査 役 田 山 美 明 ㊟

監 査 役 齋 藤 豊 房 ㊟

（注）監査役の石川二郎、田山美明及び齋藤豊房は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	129,512	流 動 負 債	73,284
現 金 及 び 預 金	2,488	買 掛 金	44,699
売 掛 金	22,237	短 期 借 入 金	14,294
商 品	39,758	リ ー ス 債 務	1,856
貯 蔵 品	63	未 払 金	3,448
前 払 費 用	971	未 払 費 用	930
繰 延 税 金 資 産	858	未 払 法 人 税 等	3,791
短 期 貸 付 金	62,600	前 受 金	1,700
そ の 他	534	預 り 金	1,276
固 定 資 産	133,174	前 受 収 益	75
有 形 固 定 資 産	57,899	賞 与 引 当 金	1,212
建 物	29,210	固 定 負 債	52,830
構 築 物	1,520	転換社債型新株予約権付社債	30,111
工具、器具及び備品	1,657	長 期 借 入 金	2,873
土 地	13,292	リ ー ス 債 務	13,323
リ ー ス 資 産	11,430	商 品 保 証 引 当 金	3,196
建 設 仮 勘 定	787	資 産 除 去 債 務	878
無 形 固 定 資 産	2,236	長 期 預 り 金	1,413
ソ フ ト ウ ェ ア	16	そ の 他	1,032
リ ー ス 資 産	1,573	負 債 合 計	126,114
そ の 他	647	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	73,037	株 主 資 本	134,355
投 資 有 価 証 券	1,674	資 本 金	12,987
関 係 会 社 株 式	43,640	資 本 剰 余 金	49,969
長 期 貸 付 金	10,666	資 本 準 備 金	47,783
敷 金 及 び 保 証 金	10,547	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,185
繰 延 税 金 資 産	3,452	利 益 剰 余 金	98,358
そ の 他	3,055	利 益 準 備 金	334
資 産 合 計	262,686	そ の 他 利 益 剰 余 金	98,024
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	168
		特 別 償 却 積 立 金	80
		別 途 積 立 金	86,130
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,645
		自 己 株 式	△26,960
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	836
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	836
		新 株 予 約 権	1,380
		純 資 産 合 計	136,572
		負 債 純 資 産 合 計	262,686

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		531,923
売 上 原 価		466,742
売 上 総 利 益		65,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		51,946
営 業 利 益		13,233
営 業 外 収 益		5,459
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,749	
仕 入 割 引	1,682	
有 価 証 券 売 却 益	1,327	
そ の 他	699	
営 業 外 費 用		572
支 払 利 息	359	
閉 鎖 店 舗 関 連 費 用	163	
開 店 前 店 舗 賃 料	30	
そ の 他	18	
経 常 利 益		18,121
特 別 利 益		403
関 係 会 社 株 式 売 却 益	390	
新 株 予 約 権 戻 入 益	12	
貸 貸 借 契 約 解 約 益	1	
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		735
減 損 損 失	669	
有 価 証 券 評 価 損	42	
固 定 資 産 除 却 損	22	
固 定 資 産 売 却 損	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		17,789
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		6,071
法 人 税 等 調 整 額		192
当 期 純 利 益		11,525

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			
						固定資産 積立金	特別償却 積立金	別 途 積立金	
当 期 首 残 高	12,987	47,783	1,575	49,359	334	165	98	80,130	
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△0	—	—	
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	609	609	—	—	—	—	
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—	△19	—	
実効税率の変更に伴う積立金の増加	—	—	—	—	—	3	1	—	
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—	—	—	6,000	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	609	609	—	3	△17	6,000	
当 期 末 残 高	12,987	47,783	2,185	49,969	334	168	80	86,130	

	株 主 資 本				評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
	その他利 益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計						
	繰越利益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	9,861	90,589	△28,798	124,138	1,612	1,612	1,131	126,882
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩	0	—	—	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△3,756	△3,756	—	△3,756	—	—	—	△3,756
当 期 純 利 益	11,525	11,525	—	11,525	—	—	—	11,525
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△5	△5	—	—	—	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	—	1,843	2,453	—	—	—	2,453
特別償却準備金の取崩	19	—	—	—	—	—	—	—
実効税率の変更に伴う積立金の増加	△5	—	—	—	—	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	△6,000	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	△775	△775	248	△527
当 期 変 動 額 合 計	1,783	7,769	1,837	10,216	△775	△775	248	9,689
当 期 末 残 高	11,645	98,358	△26,960	134,355	836	836	1,380	136,572

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 建物（建物附属設備は除く）

イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

ロ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該借地契約期間を耐用年数とし残存価額を零としております。

② 建物以外

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 長期前払費用
効果の及ぶ期間を基に均等償却（法人税法による）
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (2) 商品保証引当金
販売商品の保証に対し予想される無償の修理費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の保証見込を加味して見積額を計上しております。
- 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた866百万円は、「有価証券売却益」243百万円、「その他」623百万円であります。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は224百万円減少し、法人税等調整額が238百万円、その他有価証券評価差額金が13百万円、それぞれ増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 40,415百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 他の会社の仕入債務に対し、次のような保証を行っております。
(株)ケーゾモバイルシステム | 1,954百万円 |
| (2) 下記会社の不動産賃貸借契約について、以下の未経過賃借料に対し保証を行っております。
(株)デンコードー | 1,080百万円 (期限 平成40年2月) |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 78,290百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,859百万円 |
| 長期金銭債務 | 68百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	297,570百万円
	仕入高	27,906百万円
	販売費及び一般管理費	134百万円
	営業取引以外の取引高	
	営業外収益	1,855百万円
	営業外費用	2百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	11,222	1	718	10,505

(注) 1. 自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少718千株は、新株予約権の行使による減少640千株及び㈱池田との株式交換に伴う代用自己株式の交付による減少78千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

ゴルフ会員権評価損	23百万円
未払事業税等	283百万円
賞与引当金	372百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	98百万円
減価償却限度超過額	1,146百万円
減損損失	385百万円
商品保証引当金	978百万円
資産除去債務	267百万円
有価証券評価損	129百万円
長期預り金	725百万円
その他	640百万円
繰延税金資産小計	5,050百万円
評価性引当額	△245百万円
繰延税金資産合計	4,804百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△264百万円
固定資産圧縮積立金	△74百万円
特別償却積立金	△35百万円
有形固定資産	△119百万円
繰延税金負債合計	△493百万円
繰延税金資産の純額	4,311百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱関西ケースデンキ	1,259	家庭用電気製品小売業	所有直接100.0%	商品の供給(注)2(1) 資金援助(注)2(2) 役員の兼任3名	商品の供給 資金の貸付	53,664 29,473	売掛金 短期貸付金	2,649 33,000
	㈱ビッグ・エス	253	家庭用電気製品小売業	所有直接100.0%	商品の供給(注)2(1) 資金援助(注)2(2) 役員の兼任3名	資金の貸付	11,120	売掛金 短期貸付金	2,719 14,350
	㈱九州ケースデンキ	80	家庭用電気製品小売業	所有直接100.0%	商品の供給(注)2(1) 資金援助(注)2(2) 役員の兼任3名	資金の貸付	10,069	短期貸付金	9,400
	㈱デンコードー	2,866	家庭用電気製品小売業	所有直接100.0%	商品の供給(注)2(1) 役員の兼任4名	商品の供給	98,727	売掛金	4,893
	㈱ケーズモバイルシステム	30	家庭用電気製品(携帯電話)小売業	所有直接100.0%	商品の仕入(注)2(1) 債務保証(注)2(3) 役員の兼任3名	—	—	買掛金	3,746

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	加藤 修一	—	当代表取締役会長	(被所有)直接3.1%	—	ストック・オプションの権利行使(注)3	12	—	—
役員	遠藤 裕之	—	当代表取締役社長	(被所有)直接0.3%	—	ストック・オプションの権利行使(注)3	12	—	—
役員	山田 康史	—	当代表取締役副社長	(被所有)直接0.3%	—	ストック・オプションの権利行使(注)4	17	—	—
役員	平本 忠	—	当専務取締役	(被所有)直接0.2%	—	ストック・オプションの権利行使(注)3	12	—	—
役員	岡野 勇次	—	当専務取締役	(被所有)直接0.1%	—	ストック・オプションの権利行使(注)4	17	—	—
役員	井上 恵右	—	当常務取締役	(被所有)直接0.8%	—	ストック・オプションの権利行使(注)3、4	11	—	—
役員	水野 恵一	—	当社取締役	(被所有)直接0.0%	—	ストック・オプションの権利行使(注)3、4	11	—	—

種 類	会 社 等 の 名 氏	資 本 金 の 出 資 (百 万 円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
役員	鈴 木 大	—	当 社 取 締 役	(被所有) 直接 0.0%	—	ストック・オプションの 権利行使 (注)3、4	12	—	—
役員	杉 本 正 彦	—	当 社 取 締 役	(被所有) 直接 0.0%	—	ストック・オプションの 権利行使 (注)3、4	12	—	—
役員 の 近 親 者 が 議 決 権 の 過 半 数 を 有 する 会 社	㈱アスウィル	10	事 務 用 品 卸	—	商 品 の 仕 入 (注) 2 (1)	商 品 の 仕 入	30	買 掛 金	3

(注) 1. 上記1.から4.までの金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず期末残高には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。

(2) 貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) ㈱ケーズモバイルシステムの仕入債務の一部について債務保証をしております。なお、保証料の受領は行っておりません。

3. 平成24年6月28日開催の当社第32回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

4. 平成25年6月27日開催の当社第33回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 2,675円93銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 229円11銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、株式の分割を実施することを決議しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資金額の引下げと株式の流動性を高めることにより、投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年5月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 61,026,739株
株式分割により増加する株式数	: 61,026,739株
株式分割後の発行済株式総数	: 122,053,478株
株式分割後の発行可能株式総数	: 260,000,000株

(3) 日程

株式分割基準日	: 平成28年5月31日
効力発生日	: 平成28年6月1日

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、発行したストック・オプションの行使価格を平成28年6月1日以降、次のとおり調整します。

名称	株主総会特別決議日 又は取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第14回ストック・オプション	平成25年6月27日	3,430円	1,715円
第15回ストック・オプション	平成26年6月26日	3,146円	1,573円
第1回株式報酬型新株予約権	平成26年6月26日	1円	1円
第16回ストック・オプション	平成27年6月25日	4,718円	2,359円
第2回株式報酬型新株予約権	平成27年6月25日	1円	1円

(5) 2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、発行した2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額を平成28年6月1日以降、次のとおり調整

します。

銘柄名	調整前 転換価額	調整後 転換価額
株式会社ケーズホールディングス 2019年満期ユーロ円貨建転換社債型 新株予約権付社債	3,670円	1,835円

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,262円44銭	1,337円96銭
1株当たり当期純利益	93円54銭	114円56銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	88円22銭	97円38銭

(7) その他

当該株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社ケーズホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 守 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 宮 厚 彦 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 島 徹 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーズホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社ケーブホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役 橋 本 順 四 郎 ㊞

常 勤 監 査 役 石 川 二 朗 ㊞

監 査 役 田 山 美 明 ㊞

監 査 役 齋 藤 豊 房 ㊞

(注) 監査役の石川二朗、田山美明及び齋藤豊房は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、店舗の新設や経営革新のための設備投資を行い会社の成長に努め競争力を強化するとともに安定配当を基本とし、業績に裏付けられた成果配分を行うことを利益配分の基本方針といたしております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当期の期末配当金につきましては、業績及び財務状況並びに設備投資計画等を総合的に勘案し、また業績に基づく成果の配分も考慮いたしまして、40円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,020,861,280円となります。

(これにより年間配当は、1株につき中間配当金40円を含め、合計80円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を発生する日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、今後の積極的な事業展開及び経営基盤の強化を図るため以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	6,500,000,000 円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	6,500,000,000 円
---------	-----------------

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（20名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
また、コーポレートガバナンス体制の見直しの一環として取締役会の機
動性及び独立性の向上を目的として取締役の員数を半減し、社外取締役
構成比を高めるため、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	さ とう けん じ 佐 藤 健 司 (昭和28年 9月11日生)	昭和53年4月 トヨタ自動車販売株式会社（現ト ヨタ自動車株式会社）入社 昭和56年10月 関西電波工業株式会社（現株式会 社ギガス）入社 昭和56年10月 同社取締役 昭和63年3月 同社常務取締役 平成元年4月 同社専務取締役 平成2年3月 同社代表取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成16年1月 当社取締役 平成16年4月 代表取締役副社長 平成23年6月 取締役副会長（現任） 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社ギガス 代表取締役社長	494,000株
2	えん どう ひろ ゆき 遠 藤 裕 之 (昭和26年 6月26日生)	昭和48年10月 日本マクドナルド株式会社入社 昭和60年10月 当社入社 平成6年10月 第一商品部長 平成7年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成18年6月 専務取締役営業本部長 平成23年6月 代表取締役社長兼営業本部長 株式会社デジックスケーズ代表取 締役社長（現任） 当社代表取締役社長（現任） 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社デジックスケーズ 代表取締役社長	132,552株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式数
3	やま だ やす し 山 田 康 史 (昭和24年 3月8日生)	昭和46年4月 株式会社ダイエー入社 平成14年8月 当社入社 商品部商品企画担当部長 平成15年6月 執行役員 平成16年2月 株式会社マックスブロードバンド 代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 常務取締役商品本部副本部長 平成20年4月 常務取締役商品本部長 平成20年6月 専務取締役商品本部長 平成23年6月 代表取締役副社長兼商品本部長 株式会社ケーズモバイルシステム 代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役副社長兼商品本部 管掌 (現任) 平成26年5月 株式会社ケーズモバイルシステム (現株式会社ケーズソリューション システムズ) 代表取締役会長 (現 任) 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社ケーズソリューションシステムズ 代表取締役会長	169,636株
4	ひら もと ただし 平 本 忠 (昭和33年 11月6日生)	昭和58年4月 当社入社 平成7年4月 総合企画部長 平成7年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成18年6月 専務取締役企画・開発本部長 (現 任) 現在に至る。	107,550株
5	おか の ゆう じ 岡 野 勇 次 (昭和26年 10月5日生)	昭和49年4月 株式会社九井入社 昭和60年8月 当社入社 平成7年4月 人事部長 平成12年6月 取締役 平成20年6月 常務取締役管理本部長 平成23年6月 専務取締役管理本部長 (現任) 現在に至る。	67,899株
6	いの う え けい すけ 井 上 恵 右 (昭和27年 4月18日生)	昭和54年4月 株式会社電巧堂 (現株式会社デン コードー) 入社 同社取締役 平成21年4月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 平成21年7月 執行役員管理副本部長兼経理部長 平成22年6月 取締役管理副本部長兼経理部長 平成23年6月 常務取締役社長室長 平成25年6月 常務取締役 (現任) 株式会社デンコードー代表取締役 社長兼管理本部長 (現任) 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社デンコードー 代表取締役社長	419,532株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
7	おお ぎか なお と 大 坂 尚 登 (昭和48年 1月30日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年8月 株式会社ビッグ・エス入社 平成16年6月 同社取締役 平成17年4月 同社専務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成21年6月 当社取締役（現任） 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役社長	50,530株
8	すず き かず よし 鈴 木 一 義 (昭和36年 4月19日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 営業本部営業企画部長 平成21年7月 執行役員 平成23年6月 取締役 平成24年4月 取締役営業副本部長兼営業企画部 長 平成25年6月 取締役営業本部長兼営業企画部長 平成28年4月 取締役営業本部長（現任） 現在に至る。	21,315株
9	きし の かず お 岸 野 一 夫 (昭和30年 6月22日生)	昭和56年8月 株式会社キシノスポーツ設立 同社代表取締役 平成6年6月 当社社外監査役 平成7年6月 株式会社北越ケーブズ社外取締役 平成10年4月 株式会社テレコムシステムインタ ーナショナル代表取締役 平成13年12月 株式会社エムティーアイ取締役 平成14年12月 株式会社イーツ取締役会長 平成17年8月 株式会社未来塾設立 同社代表取締役塾長（現任） 平成25年10月 株式会社ウイル・コーポレーショ ン取締役（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社未来塾 代表取締役塾長	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式数
※ 10	湯 浅 智 之 (昭和51年 10月10日生)	平成12年5月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)入社 平成17年3月 同社マネージャー 平成17年10月 株式会社リヴァンプ入社 平成18年4月 株式会社ロッテリア出向 同社商品本部執行役員 平成22年4月 株式会社リヴァンプ取締役パートナー 平成23年3月 同社取締役副社長兼COO 平成28年4月 同社代表取締役社長兼CEO(現任) 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 株式会社リヴァンプ 代表取締役社長兼CEO 株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 佐藤健司氏は、当社の完全子会社である株式会社ギガスの代表取締役社長であり、当社は同社に商品供給等の取引関係があります。
3. 取締役候補者 遠藤裕之氏は、当社の完全子会社である株式会社デジックスケーズの代表取締役社長であり、当社は同社から不動産の賃借の取引関係があります。
4. 取締役候補者 山田康史氏は、当社の子会社である株式会社ケーズソリューションシステムズの代表取締役会長であり、当社は同社から商品購入等の取引関係があります。
5. 取締役候補者 井上恵右氏は、当社の完全子会社である株式会社デンコードーの代表取締役社長であり、当社は同社に商品供給等の取引関係があります。
6. 取締役候補者 大坂尚登氏は、当社の完全子会社である株式会社ビッグ・エスの代表取締役社長であり、当社は同社に商品供給等の取引関係があります。
7. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
8. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 取締役候補者 佐藤健司氏は、株式会社ギガスにて取締役として30年以上経営に従事してきたほか、当社取締役としても12年以上従事致しております。
- 同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者 遠藤裕之氏は、当社取締役として20年以上従事致しており、代表取締役社長に就任し5年が経過します。
- 同氏がこれまでに培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者 山田康史氏は、当社取締役として10年以上従事致しており、代表取締役副社長に就任し5年が経過します。

同氏がこれまでに培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (4) 取締役候補者 平本忠氏は、当社取締役として20年以上従事致しております。

同氏がこれまでに培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (5) 取締役候補者 岡野勇次氏は、当社取締役として15年以上従事致しております。

同氏がこれまでに培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (6) 取締役候補者 井上恵右氏は、株式会社デンコードーにて取締役として30年以上経営に従事してきたほか、当社取締役としても5年以上従事致しております。

同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (7) 取締役候補者 大坂尚登氏は、株式会社ビッグ・エスにて取締役として10年以上経営に従事してきたほか、当社取締役としても5年以上従事致しております。

同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (8) 取締役候補者 鈴木一義氏は、当社取締役として5年間従事致しております。

同氏がこれまでに培われました優れた見識及びその経験を有するため取締役候補者として選任をお願いするものであります。

9. 取締役候補者 岸野一夫、湯浅智之の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は岸野一夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

両氏が選任された場合は、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

10. 社外取締役候補者 岸野一夫氏は、株式会社未来塾にて代表取締役として経営に従事しているほか、これまでも多数の会社の経営責任者としてその手腕を発揮されております。

当社は、同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験に基づき、当社の経営を監督していただくことでコーポレートガバナンス体制の強化及び持続的かつ適正な企業価値向上に資するものとして同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

11. 同氏は過去に当社の非業務執行者である社外監査役でありました。

また、平成27年6月まで当社子会社である株式会社北越ケーブの非業務執行者である社外取締役でありました。

12. 当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

13. 社外取締役候補者 湯浅智之氏は、株式会社リヴァンプにて代表取締役として経営に従事しているほか、これまでも多数の会社の経営責任者としてその手腕を発揮されております。
当社は、同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験に基づき、当社の経営を監督していただくことでコーポレートガバナンス体制の強化及び持続的かつ適正な企業価値向上に資するものとして同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。
14. 同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

代表取締役 加藤修一氏は本総会終結の時をもって取締役を退任いたします。加藤修一氏は、当社が水戸市内に1店舗のみで営業していた時代から長きに亘り当社の経営に従事し、当社の家電小売業界における地位をトップ水準にまで押し上げられました。

つきましては、加藤修一氏の在任中の功労に報いるため、880百万円の範囲内にて特別功労金を贈呈致したく存じます。

なお、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かとう しゅう いち 加藤 修 一	昭和44年4月 当社入社 昭和46年12月 当社取締役 昭和55年9月 当社代表取締役専務 昭和57年3月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役会長 現在に至る。

第4号議案 当社の取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬等の額は平成22年6月25日開催の第30回定時株主総会において、年額800百万円以内と改定することについてご承認いただき、今日に至っております。当該取締役の報酬等の額の範囲内において、社外取締役を除く当社取締役8名に対して40,000株を上限とする、ストック・オプションによる新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役の員数は20名であり、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されました場合、本議案の対象となる取締役（社外取締役を除く。）は8名となります。

なお、当社では平成28年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき、2株の割合をもって株式分割を行います。本新株予約権の割当日は株式分割後となるため、下記の発行要項における新株予約権の目的となる株式の総数は、分割後の株式数を前提として定めております。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

本件は当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

2. 新株予約権の内容

(1) 報酬として割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本件新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、後記(3)に定める1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

400個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立をしない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じ、1円未満の端数は切り上げた金額または新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）のいずれか高いほうの金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換え

に当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で、行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権の行使をすることができる期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りでない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分及び相続は認めない。
- ④ この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 下記に定める取得条項判定日において、対応する取得条項判定期間の最終価格の平均値（取引が成立をしない日を除く。また、1円未満の端数は切り捨てる。）が行使価額の60%を下回った場合、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

A 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成28年9月30日（新株予約権の割当日の翌日から平成28年9月30日まで）

B 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成28年12月31日（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）

C 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年3月31日（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）

D 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年6月30日（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）

E 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年9月30日（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）

F 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年12月31日（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）

G 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成30年3月31日（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）

H 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成30年6月30日（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）

- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ③ 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、当社及び当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得する。

(8) 新株予約権の払込金額または算定方法

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

第5号議案 当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社では平成28年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき、2株の割合をもって株式分割を行います。本新株予約権の割当日は株式分割後となるため、下記の発行要項における新株予約権の目的となる株式の総数は、分割後の株式数を前提として定めております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本件新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、後記(4)に定める1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- (2) 新株予約権の数

10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立をしない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じ、1円未満の端数は切り上げた金額または新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）のいずれか高いほうの金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で、行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りでない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分及び相続は認めない。
- ④ この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事項

- ① 下記に定める取得条項判定日において、対応する取得条項判定期間の最終価格の平均値（取引が成立をしない日を除く。また、1円未満の端数は切り捨てる。）が行使価額の60%を下回った場合、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - A 取得条項判定日（取得条項判定期間）
平成28年9月30日（新株予約権の割当日の翌日から平成28年9月30日まで）
 - B 取得条項判定日（取得条項判定期間）
平成28年12月31日（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）
 - C 取得条項判定日（取得条項判定期間）
平成29年3月31日（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）
 - D 取得条項判定日（取得条項判定期間）
平成29年6月30日（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）

E 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年9月30日（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）

F 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成29年12月31日（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）

G 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成30年3月31日（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）

H 取得条項判定日（取得条項判定期間）

平成30年6月30日（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）

② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

③ 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

④ 新株予約権者が権利行使をする前に、当社及び当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得する。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの行使条件一部変更の件

役員人事制度の改定にともない、すでにご承認いただいております平成26年6月26日開催の第34回定時株主総会における第9号議案、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容の件の決議内容を一部変更することのご承認をお願いするものであります。

変更する箇所及び変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行新株予約権の内容	変 更 案
(前略)	(前略)
(1) 新株予約権者は、 <u>当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日</u> （10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。	(1) 新株予約権者は、 <u>当社の取締役および上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日</u> （10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
(後略)	(後略)

(ご参考) 新株予約権の内容（変更後）

1. 新株予約権の総数

毎年の定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数は800個を上限とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

3. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

6. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。
- (3) その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8. その他の新株予約権の内容

上記1.から7.までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後7時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点などがございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

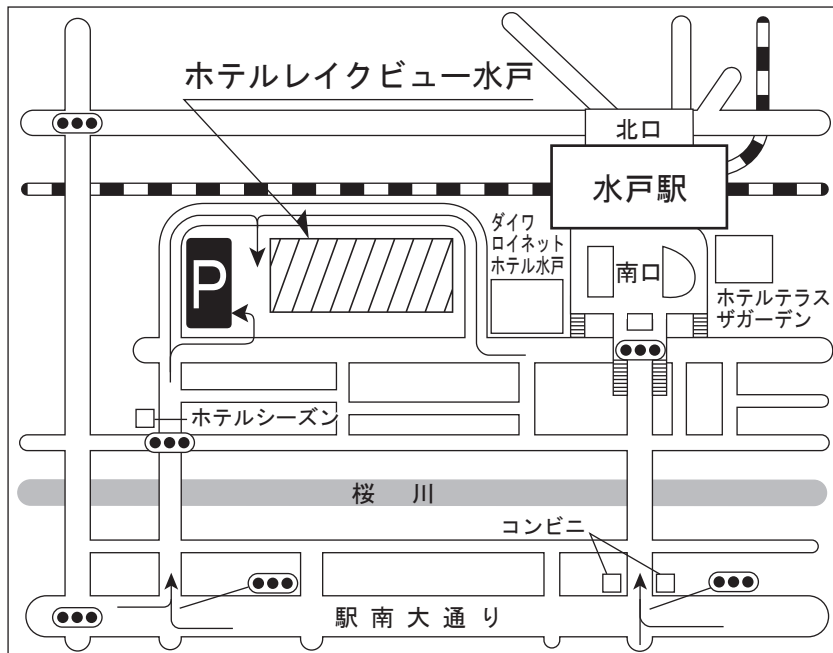
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

茨城県水戸市宮町一丁目6番1号
ホテルレイクビュー水戸 2階「飛天の間」
電話番号：029-224-2727



交通のご案内

電車／常磐線水戸駅下車（南口）

徒歩3分

なお、お車でお越しの方はホテルレイクビュー水戸駐車場をご利用ください。